

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第二百十九号） 新旧対照条文

目次

○ 労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）（抄）（第一条関係）	1
○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）（抄）（第二条関係）	6
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）	7
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）（抄）（第三条関係）	8
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第四条関係）	9
○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第五条関係）	11
○ 雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）（抄）（第五条関係）	12
○ 児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）（抄）（第六条関係）	13
○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）（第七条関係）	15
○ 私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）（抄）（第八条関係）	16
○ 行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）（抄）（第九条関係）	18
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第十条関係）	21
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第十条関係）	22
○ 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（抄）（第十一条関係）	23
○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第十二条関係）	24

改正後		改正前	
<p>（法第十四条第二項の政令で定める額）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2  前項の規定は、法第二十条の四第二項において準用する法第十四条第二項の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同条第一項」とあるのは、「法第二十条の四第二項において準用する法第十四条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>3  第一項の規定は、法第二十二條の二第二項において準用する法第十四条第二項の政令で定める額について準用する。この場合において、第一項中「同条第一項」とあるのは、「法第二十二條の二第二項において準用する法第十四条第一項」と読み替えるものとする。</p> <p>（法別表第一第一号の政令で定める率）</p> <p>第二条 法別表第一第一号（法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。</p>			
障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金	○・七三	障害補償年金	○・七三
遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金	○・八〇	遺族補償年金 遺族年金	○・八〇
傷病補償年金、複数事業労働		傷病補償年金	

者傷病年金及び傷病年金

○・七三

(法別表第一第一号の政令で定める額)  
第三条 (略)

2| 前項の規定は、法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する法別表第一第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金及び複数事業労働者遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と読み替えるものとする。

3| 第一項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、第一項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第二号の政令で定める率)

第四条 法別表第一第二号(法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金

○・八三

傷病年金

○・七三

(法別表第一第一号の政令で定める額)  
第三条 (略)  
(新設)

2| 前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第一号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第二号の政令で定める率)

第四条 法別表第一第二号(法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金  
障害年金

○・八三

遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金	○・八四
傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金	○・八八

(法別表第一第二号の政令で定める額)

2 | 第五条 (略)

前項の規定は、法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する法別表第一第二号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金及び複数事業労働者遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と読み替えるものとする。

3 | 第一項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第二号の政令で定める額について準用する。この場合において、第一項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第三号の政令で定める率)

第六条 法別表第一第三号(法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、第二十二條の三第三項、第二十二

遺族補償年金 遺族年金	○・八四
傷病補償年金 傷病年金	○・八八

(法別表第一第二号の政令で定める額)

2 | 第五条 (略) (新設)

前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第二号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

(法別表第一第三号の政令で定める率)

第六条 法別表第一第三号(法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。

条の四第三項及び第二十三条第二項において準用する場合を含む。  
 )の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金	○・八八
遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金	○・八八
傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金	○・八八

(法別表第一第三号の政令で定める額)

第七条 (略)

2 前項の規定は、法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する法別表第一第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項及び第二十条の八第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「複数事業労働者障害年金及び複数事業労働者遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「複数事業労働者傷病年金」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、第一項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

)の政令で定める率は、次の表の上欄に掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率とする。

障害補償年金 障害年金	○・八八
遺族補償年金 遺族年金	○・八八
傷病補償年金 傷病年金	○・八八

(法別表第一第三号の政令で定める額)

第七条 (略) (新設)

2 前項の規定は、法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する法別表第一第三号の政令で定める額について準用する。この場合において、前項中「同表」とあるのは「法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する同表」と、「障害補償年金及び遺族補償年金」とあるのは「障害年金及び遺族年金」と、「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

のとする。

する。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去三年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号の業務災害（以下「業務災害」という。）、同項第二号の複数業務要因災害（以下「複数業務要因災害」という。）及び同項第三号の通勤災害（以下「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去三年間の同項第四号の二次健康診断等給付（以下「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立している全ての事業の過去三年間の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。</p>	<p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の労災保険率は、厚生労働省令で定める事業の種類ごとに、過去三年間に発生した労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第一号の業務災害（以下「業務災害」という。）及び同項第二号の通勤災害（以下「通勤災害」という。）に係る同法の規定による保険給付の種類ごとの受給者数及び平均受給期間、過去三年間の同項第三号の二次健康診断等給付（以下「二次健康診断等給付」という。）の受給者数その他の事項に基づき算定した保険給付に要する費用の予想額を基礎とし、労災保険に係る保険関係が成立しているすべての事業の過去三年間の業務災害及び通勤災害に係る災害率並びに二次健康診断等給付に要した費用の額、同法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容、労働者災害補償保険事業の事務の執行に要する費用の予想額その他の事情を考慮して定めるものとする。</p>

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前					
<p>第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三十一及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの條の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	<p>第二十二條の三 法第十九條の七、第二十一條の五の三十一及び第二十四條の二十二の政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、これらの條の政令で定める限度は、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 212 1069 302">（略）</td> <td data-bbox="949 212 1029 1075"> <p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、<u>複数事業労働者療養給付及び療養給付</u></p> </td> </tr> </table>	（略）	<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、<u>複数事業労働者療養給付及び療養給付</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 1164 1069 1254">（略）</td> <td data-bbox="909 1164 1029 2027"> <p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p> </td> </tr> </table>	（略）	<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p>
（略）	<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、<u>複数事業労働者療養給付及び療養給付</u></p>						
（略）	<p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p>						
<p>受けることができる給付</p>		<p>受けることができる給付</p>					



○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百五十八号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第十二条の政令で定める給付等）</p> <p>第四条 法第十二条の政令で定める給付は、次に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受けることができる給付とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付</p> <p>五～二十六 （略）</p>	<p>（法第十二条の政令で定める給付等）</p> <p>第四条 法第十二条の政令で定める給付は、次に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、次に掲げる給付につき、それぞれ、受けることができる給付とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p> <p>五～二十六 （略）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（法第八十六条第二項の政令で定める率）</p> <p>第十四条 法第八十六条第二項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）第四条の表傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金の項に定める率を控除して得た率（当該休業手当金の支給事由となつた疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金及び傷病年金の項に定める率を控除して得た率）とする。</p>	<p>（法第八十六条第二項の政令で定める率）</p> <p>第十四条 法第八十六条第二項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令（昭和五十二年政令第三十三号）第四条の表傷病補償年金傷病年金の項に定める率を控除して得た率（当該休業手当金の支給事由となつた疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病による障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表傷病補償年金傷病年金の項に定める率を控除して得た率）とする。</p>
<p>（法第八十九条の政令で定める率）</p> <p>第十五条 法第八十九条の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金の項に定める率を控除して得た率（当該障害年金の支給事由となつた障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金の項に定める率を控除して得た率）とする。</p>	<p>（法第八十九条の政令で定める率）</p> <p>第十五条 法第八十九条の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表障害補償年金障害年金の項に定める率を控除して得た率（当該障害年金の支給事由となつた障害につき国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表障害補償年金障害年金の項に定める率を控除して得た率）とする。</p>
<p>（法第百条第四項の政令で定める率）</p> <p>第十六条 法第百条第四項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の項に定める率を控除して得及びた率（当該遺族年金の支給と同一の事由による死亡につき国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金及び遺族年金の項に定める</p>	<p>（法第百条第四項の政令で定める率）</p> <p>第十六条 法第百条第四項の政令で定める率は、一から労働者災害補償保険法施行令第四条の表遺族補償年金遺族年金の項に定める率を控除して得た率（当該遺族年金の支給と同一の事由による死亡につき国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合は、一から同令第二条の表遺族補償年金遺族年金の項に定める率を控除して得た率）とする。</p>

率を控除して得た率)とする。

○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第二条 法第十四条第二項第三号の政令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働基準法第七十六条の規定による休業補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付を受けるとき。</p> <p>三・四 (略)</p>	<p>第二条 法第十四条第二項第三号の政令で定める場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 労働基準法第七十六条の規定による休業補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付を受けるとき。</p> <p>三・四 (略)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）            第十条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第三百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p>	<p>（法第三十七条第八項の政令で定める給付）            第十条 法第三十七条第八項の政令で定める給付は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条又は第三百三十五条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償並びに労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付及び休業給付のほか、次に掲げる法律又は条例若しくは規約の規定による給付であつて、疾病又は負傷の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないことを理由として支給されるものとする。</p> <p>一〇九（略）</p>

改正後	改正前
<p>（法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限）                  第六条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからカまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからカまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>ホ 労働者災害補償保険法第六十条の三第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項 同項に規定する複数事業労働者障害年金</p> <p>ヘ 労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項 同項に規定する複数事業労働者遺族年金</p> <p>ト 労働者災害補償保険法第六十二条第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項 同項に規定する障害年金</p> <p>チ 労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項 同項に規定する遺族年金</p> <p>リ（略）</p> <p>カ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替えて準用する同令附則第一条の三第五項 同項に規定する遺族補償年金</p> <p>三〇八（略）</p>	<p>（法第十三条の二第一項の規定による手当の支給の制限）                  第六条の三（略）</p> <p>2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次のイからヲまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからヲまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。</p> <p>イ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ホ 労働者災害補償保険法第六十二条第三項において準用する同法第五十九条第三項 同項に規定する障害年金</p> <p>ヘ 労働者災害補償保険法第六十三条第三項において準用する同法第六十条第三項 同項に規定する遺族年金</p> <p>ト（略）</p> <p>ヲ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項 同項に規定する遺族補償年金</p> <p>三〇八（略）</p>

3 (略)

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)  
第六条の四 (略)

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 (略)

二 次のイからカまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからカまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ(ニ) (略)

ホ 労働者災害補償保険法第六十条の三第三項において読み替

えて準用する同法第五十九条第三項 同項に規定する複数事

業労働者障害年金

ヘ 労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替

えて準用する同法第六十条第三項 同項に規定する複数事業

労働者遺族年金

ト 労働者災害補償保険法第六十二条第三項において読み替え

て準用する同法第五十九条第三項 同項に規定する障害年金

チ 労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替え

て準用する同法第六十条第三項 同項に規定する遺族年金

リ(ワ) (略)

カ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替え

て準用する同令附則第一条の三第五項 同項に規定する遺族

補償年金

三(七) (略)

3 (略)

(法第十三条の二第二項の規定による手当の支給の制限)  
第六条の四 (略)

2 前項に規定する公的年金給付等合算額は、次の各号の規定によつて計算する。

一 (略)

二 次のイからヲまでに掲げる規定によりその支給が停止された当該イからヲまでに定める給付については、厚生労働省令で定める方法によつて計算した額について、その支給が停止されていないものとみなす。

イ(ニ) (略)

(新設)

(新設)

ホ 労働者災害補償保険法第六十二条第三項において準用する

同法第五十九条第三項 同項に規定する障害年金

ヘ 労働者災害補償保険法第六十三条第三項において準用する

同法第六十条第三項 同項に規定する遺族年金

ト(ル) (略)

ヲ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害

補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する

同令附則第一条の三第五項 同項に規定する遺族補償年金

三(七) (略)

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）（抄）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（法第三条第三項第二号の政令で定める給付）            第一条の二 法第三条第三項第二号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償年金、複数事業労働者障害年金及び障害年金</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（法第三条第三項第二号の政令で定める給付）            第一条の二 法第三条第三項第二号に規定する障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく障害補償年金及び障害年金</p> <p>八・九 （略）</p>



○ 私立学校教職員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十六号）（抄）（第八条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改 正 後

附 則	<p>（準用する国家公務員共済組合法等の改正に伴う経過措置規定等の技術的読替え）</p> <p>24 私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により昭和六十年国の改正法附則（第四条第一項、第六条から第九条まで、第十六条第七項及び第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで、第二十四条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項、第三十一条から第三十四条まで、第四十条第三項、第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十三条第一項、第五十六条、第五十七条第一項第一号、第五十七条の二から第六十条まで、第六十二条第一項第二号、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条から第六十六条までの規定を除く。）の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該昭和六十年国の改正法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	<p>附則第三条 第二項</p> <p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する</p> <p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第三号の</p>

改 正 前

附 則	<p>（準用する国家公務員共済組合法等の改正に伴う経過措置規定等の技術的読替え）</p> <p>24 私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により昭和六十年国の改正法附則（第四条第一項、第六条から第九条まで、第十六条第七項及び第八項、第十七条第三項、第二十一条第二項から第六項まで、第二十四条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第三項、第三十一条から第三十四条まで、第四十条第三項、第四十八条、第四十九条、第五十一条、第五十三条第一項、第五十六条、第五十七条第一項第一号、第五十七条の二から第六十条まで、第六十二条第一項第二号、第六十三条第一項及び第二項並びに第六十四条から第六十六条までの規定を除く。）の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該昭和六十年国の改正法附則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
(略)	(略)	(略)	<p>附則第三条 第二項</p> <p>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する</p> <p>労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第二号の</p>

25 私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により国共済経過措置政令（第三条から第六

25 私立学校教職員共済法第四十八条の二及び昭和三十六年改正法附則第十九項の規定により国共済経過措置政令（第三条から第六

条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条の三から第十六条の八まで、第二十条第二項から第五項まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条第五項、第二十六条の二から第二十六条の八まで、第四章、第三十五条第二号、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十六条第二項、第四十八条、第四十八条の二第二項、第四十九条から第五十三条まで、第五十六条、第五十七条の二から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十六条の七並びに第六十七条から第七十四条までの規定を除く。)の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する	(略)	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第三号の
-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	------------------------------------

条まで、第十条、第十一条、第十四条、第十六条の三から第十六条の八まで、第二十条第二項から第五項まで、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十六条第五項、第二十六条の二から第二十六条の八まで、第四章、第三十五条第二号、第三十六条第二項、第三十七条、第三十八条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十六条第二項、第四十八条、第四十八条の二第二項、第四十九条から第五十三条まで、第五十六条、第五十七条の二から第五十九条まで、第六十一条から第六十三条まで、第六十六条の七並びに第六十七条から第七十四条までの規定を除く。)の規定の例による場合においては、次の表の上欄に掲げる当該国共済経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第二十三条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する	(略)	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第一項第二号の
-----	-----	-----	-----	-----	--	-----	------------------------------------

改 正 後	改 正 前
<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第一項第二号、第二項第二号及び第三号並びに第三項、第八條第二項及び第三項、第八條の二第一項第二号（同号の厚生労働省令に係る部分に限る。）、第二項各号（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第八條の二第四項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八條の三第一項第二号（同号の厚生労働省令に係る部分に限り、同法第八條の四において準用する場合を含む。）、第十二條の二、第十二條の七、第十二條の八第三項第二号及び第四項、第十三條第三項（同法第二十條の三第二項及び第二十二條第二項において準用する場合を含む。）、第十四條第二項（同法第二十條の四第二項及び第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五條第一項、第十五條の二（同法第二十條の五第三項及び第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項第四号（同法第二十條の六第三項及び第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）、第十七条（同法第二十條の七第二項及び第二十二條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十八條の二（同法第二十條の八第二項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十九</p>	<p>（意見公募手続を実施することを要しない命令等）</p> <p>第四条 法第三十九条第四項第四号の政令で定める命令等は、次に掲げる命令等とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七條第二項第二号及び第三号並びに第三項、第八條第二項、第八條の二第一項第二号（同号の厚生労働省令に係る部分に限る。）、第二項各号（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同法第八條の二第四項（同法第八條の三第二項において準用する場合を含む。）、第八條の三第一項第二号（同号の厚生労働省令に係る部分に限り、同法第八條の四において準用する場合を含む。）、第十二條の二、第十二條の七、第十二條の八第三項第二号及び第四項、第十三條第三項（同法第二十條第二項において準用する場合を含む。）、第十四條第二項（同法第二十條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十五條第一項、第十五條の二（同法第二十條の二第一項第四号（同法第二十條の四第三項において準用する場合を含む。）、第十七條（同法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）、第十八條の二（同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條、第二十二條第一項、第二十五條、第二十六條第一項及び第二項第一号、第二十七條、第二十八條、第二十九條第二項、第</p>

条の二（同法第二十条の九第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十条の三第一項、第二十条の十、第二十二條第一項、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項第一号、第二十七条、第二十八条、第二十九条第二項、第三十一条第一項から第三項まで、第三十三条第一号、第三号及び第五号から第七号まで、第三十四条第一項第三号（同法第三十六条第一項第二号において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項、第三十七条、第四十六条、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条、第五十八条第一項、第五十九条第二項及び第三項（同法第六十条の三第三項及び第六十二条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項、第三項（同法第六十条の四第四項及び第六十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十条の二第一項、同法第六十条の四第三項において読み替えて適用する同法第二十条の六第三項の規定により読み替えられた同法第十六条の六第一項第二号並びに同法第六十一条第一項、第六十四条第二項及び別表第一各号（同法第二十条の五第三項、第二十条の六第三項、第二十条の八第二項、第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の命令等

五〇九（略）

十 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条の四第一項、第十三條第一項及び第三項、第十八條第三項、第二十条第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）及び第二項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）、第二十二條第二項、第二十四條の二第一項（同項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）、第十五條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第三項、第二十六條第二項、第二十七條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第二項、第二十九條

三十一条第一項から第三項まで、第三十三條第一号、第三号及び第五号から第七号まで、第三十四條第一項第三号（同法第三十六條第一項第二号において準用する場合を含む。）、第三十五条第一項、第三十七条、第四十六条、第四十七条、第四十九条第一項、第五十条、第五十八条第一項、第五十九条第二項及び第三項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項、第三項（同法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）及び第四項（同法第六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十四条第二項並びに別表第一各号（同法第二十二條の三第三項、第二十二條の四第三項及び第二十三條第二項において準用する場合を含む。）の命令等

五〇九（略）

十 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十条の四第一項、第十三條第一項及び第三項、第十八條第三項、第二十条第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）及び第二項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）、第二十二條第二項、第二十四條の二第一項（同項第二号の厚生労働大臣が指定する地域に係る部分を除く。）、第十五條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第三項、第二十六條第二項、第二十七條第一項（同項の政令で定める基準に係る部分に限る。）及び第二項、第二十九條

第二項、第三十二条第三項（同法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（同法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の三第一項、第三十七条の五第一項第三号、第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項、第五十二条第二項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条の三第一項（同項の厚生労働省令で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る。）、第六十一条の四第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）並びに第六十一条の七第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等

2  
十一～十四（略）

第二項、第三十二条第三項（同法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条第二項（同法第三十七条の四第六項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の三第一項、第三十八条第一項第二号、第三十九条第一項、第五十二条第二項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）、第五十六条の三第一項（同項の厚生労働省令で定める基準に係る部分及び同項第二号の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものに係る部分に限る。）、第六十一条の四第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）並びに第六十一条の七第一項（同項の厚生労働省令で定める理由に係る部分に限る。）の命令等並びに同法の施行に関する重要事項に係る命令等

2  
十一～十四（略）

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
<p>（法第二十条に規定する政令で定める給付等）                      第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>		<p>（法第二十条に規定する政令で定める給付等）                      第十一条 法第二十条に規定する政令で定める給付は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条に規定する政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	
<p>（略）                      労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付</p>	<p>（略）                      労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付</p>	<p>（略）                      労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付及び療養給付</p>	<p>（略）                      労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付</p>
<p>受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受ける部分に限る。）</p>	<p>受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受ける部分に限る。）</p>	<p>受けることができる給付</p>	<p>受けることができる給付</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第十条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 後		<p>（法第七条の政令で定める給付等）                  第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	
(略)	<p>（略）                  労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による療養補償給付、複数事業労働者療養給付及び療養給付</p>	(略)	<p>受けることができる給付</p>
(略)	<p>（略）                  労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付、複数事業労働者介護給付及び介護給付</p>	(略)	<p>受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。）</p>
改 正 前		<p>（法第七条の政令で定める給付等）                  第二条 法第七条の政令で定める給付又は事業は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の政令で定める限度は、同表の上欄に掲げる給付又は事業につき、それぞれ、同表の下欄に掲げる限度とする。</p>	
(略)	<p>（略）                  労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付</p>	(略)	<p>受けることができる給付</p>
(略)	<p>（略）                  労働者災害補償保険法の規定による介護補償給付及び介護給付</p>	(略)	<p>受けることができる給付（介護に要する費用を支出して介護を受けた部分に限る。）</p>

改 正 後	改 正 前
<p>（障害給付金の支給停止の基準） 第三十二条 法第四十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 障害給付金の受給権者が、当該障害給付金に係る法第四十三条第一項第一号に規定する傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償給付、複数事業労働者障害給付若しくは障害給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害を支給事由とする給付（以下この項において「障害補償等」という。）を受ける権利を取得したときに当該障害給付金の全部又は一部の支給を停止する場合において、まだ支給されていない当該障害給付金の現価相当額が当該障害補償等の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。</p> <p>五（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（障害給付金の支給停止の基準） 第三十二条 法第四十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 障害給付金の受給権者が、当該障害給付金に係る法第四十三条第一項第一号に規定する傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による障害補償給付若しくは障害給付又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による障害を支給事由とする給付（以下この項において「障害補償等」という。）を受ける権利を取得したときに当該障害給付金の全部又は一部の支給を停止する場合において、まだ支給されていない当該障害給付金の現価相当額が当該障害補償等の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給を停止しないこと。</p> <p>五（略）</p> <p>2（略）</p>



○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（抄）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前															
<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）  <b>第三条（略）</b>            2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（存続厚生年金基金に関する読替え等）  <b>第三条（略）</b>            2 存続厚生年金基金については、廃止前厚生年金基金令第一条から第二十四条の二まで、第二十四条の三（第一号に係る部分に限り、廃止前厚生年金基金令第五十八条において準用する場合を含む。）、第二十五条から第二十九条まで、第三十条第一項（廃止前厚生年金基金令第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二項及び第三項、第三十一条から第四十一条の三の三まで、第四十一条の三の四（廃止前厚生年金基金令第四十一条の七において準用する場合を含む。）、第四十一条の三の五、第四十一条の四、第四十一条の五（第三号を除く。）、第四十一条の六、第四十二条から第四十八条まで、第五十五条の二第一項（第一号に係る部分に限り、同条第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条の三、第五十五条の四第一項及び第二項、第五十六条から第六十条まで、第六十条の二（第五項を除く。）、第六十条の三、第六十二条、第六十三条並びに附則第二条、第五条、第七条及び第八条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>第二十四条の三第一号</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	第二十四条の三第一号	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td>第二十四条の三第一号</td> <td>法</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第二十七</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>条の二第三</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第二十四条の三第一号	法	(略)	(略)	第二十七				条の二第三			
第二十四条の三第一号	(略)	(略)	(略)														
第二十四条の三第一号	法	(略)	(略)														
第二十七																	
条の二第三																	
<table border="1"> <tr> <td>平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法																
平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法																	

3 7 (略)	第二十六 条 の四 第二 項 第三 号	障害補償給付 若しくは障害 給付	障害補償給付、複 数事業労働者障 害給付若しくは 障害給付
	第二十七 条 の二 第三 項 第二 号及 び 第二 十八 条 第二 項	法	平成二十五 年改正法附 則第五 条第一 項の規 定によ りなお その効 力を有 するも のとさ れた改 正前厚 生年金 保険法

3 7 (略)	(略)	(新設)	項第二 号及 び第二 十八 条第二 項
	(略)	(新設)	(新設)
	(略)	(新設)	(新設)